

令和3年7月12日

教職員各位

学校法人東北医科薬科大学

理事長 高柳元明

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

10 都道府県に出されていた「まん延防止等重点措置」は7月11日の期限を迎え、本日(12日)より東京都を「緊急事態宣言」に切り替え、沖縄県は延長されました。また、埼玉、神奈川、千葉、大阪の「まん延防止等重点措置」を延長し、いずれも8月22日迄といたしました。

宮城県においても、「リバウンド防止徹底期間」が8月31日まで延長され、全国の新規感染者数の増加、各都道府県の対応を踏まえ、本法人としては、感染再拡大防止に努め、改めて全教職員が下記の対策を徹底されるようお願いいたします。

**【感染防止対策】**

● 毎日の健康管理（体温測定・報告）

● 3密（密閉、密集、密接）の回避

● 県外への不要不急の移動自粛

※ 「緊急事態宣言」地域及び「まん延防止等重点措置」地域との往来は延期・自粛すること。

● マスクの適切な着用（呼吸器症状がなくても常時着用すること）

● こまめな手洗い・手指消毒の実施

以上